別表第一中第三百四十六号を第三百五十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百五十四　2―メチルピラジン

別表第一中第三百四十五号を第三百五十二号とし、第三百四十四号を第三百五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百五十一　6―メチルキノリン

別表第一中第三百四十三号を第三百四十九号とし、第三百二十三号から第三百四十二号までを六号ずつ繰り下げ、第三百二十二号を第三百二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百二十八　2―ペンタノール（別名sec―アミルアルコール）

別表第一中第三百二十一号を第三百二十六号とし、第三百八号から第三百二十号までを五号ずつ繰り下げ、第三百七号を第三百十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百十二　プロピオンアルデヒド

別表第一中第三百六号を第三百十号とし、第二百二十七号から第三百五号までを四号ずつ繰り下げ、第二百二十六号を第二百二十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百三十　5・6・7・8―テトラヒドロキノキサリン

別表第一中第二百二十五号を第二百二十八号とし、第二百六号から第二百二十四号までを三号ずつ繰り下げ、第二百五号を第二百七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百八　ソルビン酸カルシウム

別表第一中第二百四号を第二百六号とし、第二百三号を第二百五号とし、第二百二号を第二百四号とし、第二百一号を第二百二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百三　ステアロイル乳酸ナトリウム

別表第一中第二百号を第二百一号とし、第五十九号から第百九十九号までを一号ずつ繰り下げ、第五十八号の次に次の一号を加える。

五十九　2―エチルピラジン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百四十一条第一項の規定に基づき、水底線路の保護区域を次のとおり指定する。

平成二十二年五月二十八日

総務大臣　原口　一博

一　敷設区間

長崎～沖縄間

（長崎側）長崎県長崎市手熊町三三一番六四地先

（沖縄側）沖縄県糸満市米須一五三八番地地先

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内の区域（我が国の領海に限る。）

三　敷設状況

水底線路一条、別図のとおり

別図

長崎側

